

介護保険以外のサービス

横浜市では、介護保険サービスとは別に、援護の必要な高齢者の在宅生活を支援しています。また、介護保険の給付対象とならない方にも、自立生活の支援を目的としたサービスを提供します。区役所高齢・障害支援課またはお近くの地域ケアプラザ等の地域包括支援センターにお問い合わせください。

在宅の要援護高齢者に対する支援

在宅で援護の必要な高齢者の身体状況や介護者等の状況を考慮して、介護保険対象サービスとは別に必要なサービスを提供します。

あんしん電話

ひとり暮らし等の高齢者を対象に、ご近所の方や救急とすぐ連絡できるよう、電話機に通報装置を取り付けます。利用にあたっては、自宅に固定電話の回線と電話機があることが必要です。

固定電話のために必要な料金のお支払いに加えて、市民税課税世帯の方は、毎月650円（税別）の通報装置使用料がかかります。

食事サービス

ひとり暮らしの中重度要介護者（要介護2以上及び要介護1・要支援の一部）等で食事の用意が困難な方のうち、食事に関するサービスの利用調整の結果、必要と認められた方に、栄養バランスのとれた食事を直接訪問してお渡しし、あわせて安否確認を行います（1日1食、週5日まで）。事業所ごとに設定した食材料費等の実費相当額（700円以内。ただし治療食の場合は700円を超えることもあります）が自己負担となります。

※ケアマネジャーや、地域包括支援センター（地域ケアプラザ等）での事前相談（利用調整）が必要になります。

紙おむつの給付

生活保護世帯または市民税非課税世帯の方を対象に、要介護者（要介護4又は5の方及び要介護1～要介護3で各区福祉保健センター長が必要と認めた方）で、ねたきりまたは認知症の状態にあり、かつ在宅で介護を受けている場合に、紙おむつを給付します。生活保護世帯等は無料、市民税非課税世帯は1割の自己負担があります。なお、要介護度に応じて利用上限基準額があります。

訪問理美容サービス

おおむね65歳以上の要介護4・5に認定された方等で理容所・美容所に出向くことが困難な在宅高齢者に対し、出張による理美容サービス（カットのみ、自己負担額：1回2,000円、年6回まで）を実施します。

自立支援

日常生活に支障があり、社会的支援があれば自立した生活が可能な高齢者にサービスを提供します。

生活支援ショートステイ

横浜市の被保険者であって要支援または要介護に認定されていないおおむね65歳以上の方で、介護者の不在や日常生活に支障がありひとり暮らしが困難な方や、在宅生活を継続すると本人の生命または身体に危険が生じる恐れがある方等が、養護老人ホームに短期入所し、日常生活に対する支援を受けます。自己負担は利用料、食費、滞在費です。

※施設による送迎を受けた場合は、送迎加算を算定。 ※生活保護世帯の方は、食費と実費以外は無料。

介護保険以外のサービス

訪問指導

もの忘れが気になる方や体力に自信がない、食事がとりにくい方、気分が沈みがちな方等を対象に、保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士がご自宅にうかがい、日々の生活へのアドバイス等を行います。

訪問歯科診療

歯科診療所への通院が困難な高齢者や入院患者（施設入所者）、医療的ケア児・者等の方を対象に、横浜市歯科保健医療センターや各区歯科医師会の歯科医師が訪問による歯科診療（保険診療）を行います。

お問合せ：横浜市歯科医師会 TEL.045-681-1553 または各区高齢・障害支援課

認知症高齢者などに対する支援

もの忘れ検診

認知症の早期発見と早期対応を進めるため、市内にお住まいの50歳以上の方を対象に、もの忘れ検診（認知症の簡易検査）を無料で実施しています。認知症の疑いがあった場合は専門医療機関を紹介します。紹介料は有料です。

認知症高齢者保健福祉相談（もの忘れ相談）

認知症の方やその家族等に対し、専門医、ソーシャルワーカー、保健師等が、面接・訪問により相談を行います。

横浜市認知症高齢者等SOSネットワーク

認知症の人が行方不明になったとき、できるだけ早く発見するための仕組みです。行方不明となるおそれのある認知症の方について、本人の特徴等の情報の事前登録ができます。

また、認知症の人が保護されたとき、早期に身元を特定できる「見守りシール」を配付しています。

よこはま認知症コールセンター

認知症の方やその家族等からの各種相談に対し、認知症介護の経験者や専門家等が精神面を含めた様々な支援を電話相談により行います。相談内容により、支援機関等へつながるよう情報を提供します。

TEL.045-662-7833 なやみさよなら 火・木・金曜日（午前10時～午後4時）（祝日を含む、年末年始を除く）

横浜市認知症疾患医療センター

保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、行動・心理症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施します。

病院名/住所	相談室名/電話番号	受付時間など
済生会横浜市東部病院 鶴見区下末吉 3-6-1	療養福祉相談室 045-576-3000(代表)	月～金曜日 9:00～17:00
横浜市立みなと赤十字病院 中区新山下 3-12-1	認知症疾患医療センター 045-628-6761(直通)	月～金曜日 9:00～16:00
横浜ほうゆう病院 旭区金が谷 644-1	地域医療連携室 045-360-8787(代表)	月～土曜日 9:00～17:00
横浜市立大学附属病院 金沢区福浦 3-9	認知症疾患医療センター 045-787-2852(直通)	月～金曜日 9:00～17:00
横浜市総合保健医療センター診療所 港北区鳥山町 1735	総合相談室 045-475-0103(直通)	月～金曜日 9:00～17:00

病院名/住所	相談室名/電話番号	受付時間など
横浜総合病院 青葉区鉄町 2201-5	地域医療総合支援センター 045-903-7106(直通)	月～金曜日 9:00～17:00
横浜舞岡病院 戸塚区舞岡町 3482	医療相談室 045-822-2169(直通)	月～土曜日 9:00～17:00
横浜栄共済病院 栄区桂町 132	患者サポートセンター 045-891-2171(代表)	月～金曜日 9:00～17:00
横浜相原病院 瀬谷区阿久和南 2-3-12	認知症疾患医療センター 045-489-7600(直通)	月～金曜日 9:00～17:00

介護保険以外のサービス

障害のある方に対する支援

介護保険サービスの給付対象となる障害のある方について、介護保険にないサービスや介護保険の保険給付に比べてより濃密なサービスが必要と認められる場合、障害者施策で必要なサービスを提供します。

中途障害者地域活動センター

おおむね40歳～64歳の脳血管疾患等の後遺症による在宅の中途障害者を対象に各区中途障害者地域活動センターで、①リハビリ教室事業、②活動センター事業を実施しています。

- ①リハビリ教室事業 退院後間もない方、閉じこもりの方またはその恐れのある方等を対象に、機能訓練及び仲間づくりを中心に実施しています。
- ②活動センター事業 社会参加のための活動の場が必要な方等を対象に、スポーツ、創作活動、地域交流等を中心に実施しています。活動日は平日です。

障害者手帳の交付

障害の種別や程度に応じて身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)、精神障害者保健福祉手帳が交付され、障害者総合支援法のサービスなどが利用できます。

障害者総合支援法サービスの支給

障害福祉サービスが必要な場合、障害者総合支援法のサービスを利用することができます。対象事業(在宅サービス)は、ホームヘルプ、移動介護、短期入所、グループホームなどです。

高額障害福祉サービス等給付費

65歳に達する前の5年間に渡って特定の障害福祉サービスを受けていた方であって、現在利用している介護保険サービスや所得状況、障害の程度などが政令の定めに該当するときは、介護保険サービス利用分の一部または全額が支給されます。また、ひとりの利用者が介護保険と障害福祉サービスを併用するときや、同一世帯内に障害福祉サービスを利用する方が複数いるときなどに申請をすると、利用者負担の合計額が一定の額を超えた分が支給されます。

その他の支援

ごみ出しの支援

収集の種類	ふれあい収集	粗大ごみの持ち出し収集
内容	対象者宅の敷地内や玄関先から、直接家庭ごみを収集します。 ※収集時にごみが排出されていない場合等に、インターホン等で声を掛けることがあります。	対象者宅の敷地内または屋内まで入って、粗大ごみを収集します。なお、粗大ごみを持ち出すために、次の作業が必要な場合は、持ち出し収集の対象外となります。 ①分解が必要な粗大ごみ ②他の家具の移動が必要な粗大ごみ ③ロープ等で吊り上げ下げが必要な粗大ごみ
申込方法	資源循環局事務所に申込書にてお申し込みください。 ※申込書は資源循環局のHPでダウンロードできます。 ※事前にご自宅に同居者がいる場合でも、対象者に該当するか確認させていただきます。	資源循環局事務所に電話等でお申し込みください。 ※事前に対象者に該当するか確認させていただきます。 ※受付から収集までお時間を頂く場合があります。 ※収集日のご希望に添いかねる場合があります。
対象者	次のいずれかに該当し、ご家族や身近な人の協力が困難で、自ら家庭ごみを集積場所まで持ち出すことができない「ひとり暮らしの方」。なお、同居者がいる場合でも、同居者が次のいずれかに該当する場合は、対象となります。 ①身体障害者手帳の交付を受けている方 ②愛の手帳の交付を受けている方 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ④介護保険の要介護(要支援)認定を受けている方 ⑤ごみを持ち出すことができない65歳以上の方	次のいずれかに該当し、ご家族や身近な人の協力が困難で、自ら粗大ごみを指定場所まで持ち出すことができない「ひとり暮らしの方」。なお、同居者がいる場合でも、同居者が高齢者や年少者など次のいずれかに該当する場合は、対象となります。 ①身体障害者手帳の交付を受けている方 ②愛の手帳の交付を受けている方 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ④介護保険の要介護(要支援)認定を受けている方 ⑤ごみを持ち出すことができない65歳以上の方 ⑥妊婦やけがをしている方などで、事務所長が認めた方

お問合せ：お住まいの区の資源循環局事務所 受付時間：月～土(祝日含む) 午前8:00～午後4:45

郵便等により自宅等で不在者投票ができる制度(令和5年3月1日現在)

要介護5または重度の障害がある方が対象です。なお、この制度を利用するためには、事前に郵便等投票証明書の交付を受けていることが必要ですので、詳しくはお住まいの区の選挙管理委員会へおたずねください。

内容 郵便等により、自宅等で不在者投票ができます。選挙の際に、投票日の4日前までに、郵便等投票証明書を添付の上、区選挙管理委員会に投票用紙を請求することが必要です。

対象者は細かく障害内容・等級が決められています。

さらに、上肢または視覚に重度の障害のある方は代理記載制度を利用できる場合もあります。

詳しくはお住まいの区の選挙管理委員会へお問い合わせください。

お問合せ：お住まいの区の選挙管理委員会(区役所総務課 統計選挙係内)

公共料金・税の軽減

所得税・住民税(市民税・県民税)の介護保険サービスの医療費控除

「特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所している方」、「在宅で訪問看護などの医療系サービスを利用している方」、「医療系サービスと併せてホームヘルプやデイサービスなどを※利用している方」の利用者負担額の一部は、医療費控除の対象として認められる場合があります。詳しくは税務署にお問い合わせください。

注意事項

- ・医療費控除を受けるためには、サービス提供事業者が発行する「医療費控除の対象となる金額」が記載された領収証などが必要です。
- ・医療費控除額の対象となる金額を計算する際は、高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費で払戻しを受けている部分は、差し引いて計算します。なお、特別養護老人ホームの入所に係る自己負担に対する高額介護サービス費については、高額介護サービス費の1/2相当を差し引きます。
- ・本来医療費控除の対象とならないサービスでも、介護福祉士等による喀痰吸引等を受けた場合、自己負担額の1/10が医療費控除の対象となります。

※総合事業の訪問介護相当サービス、通所介護相当サービスを含みます。

お問合せ：お住まいの地区を担当する税務署

高齢者の所得税・住民税(市民税・県民税)の障害者控除

身体障害者手帳等の交付を受けている方のほか、65歳以上で次の①～⑦に該当すると福祉保健センター長の認定を受けた場合、障害者控除の対象となります。

区分	障害者控除	特別障害者控除
対象者	①身体障害者(3～6級)に準ずる方 ②認知症(軽度・中度)に準ずる方 ③知的障害者(軽度・中度)に準ずる方	④身体障害者(1または2級)に準ずる方 ⑤認知症(重度)に準ずる方 ⑥知的障害者(重度)に準ずる方 ⑦6か月程度以上寝たきりで食事・排泄等の日常生活に支障のある方
所得税の控除額	所得金額から27万円	所得金額から40万円
市民税・県民税の控除額	所得金額から26万円	所得金額から30万円

※控除対象配偶者または扶養親族が、納税者または納税者の配偶者若しくは納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかと常に同居している特別障害者である場合は、控除の額が所得税75万円、住民税53万円となります。

お問合せ：お住まいの地区を担当する税務署(所得税)、区役所税務課市民税担当(住民税)、高齢・障害支援課

バリアフリー改修工事を行った住宅に対する税の減額

一定の年齢以上の方、要介護・要支援認定を受けている方または障害のある方が居住している住宅についてバリアフリー改修工事を行った場合に、固定資産税、所得税が減額される制度があります。

(固定資産税の減額)一定のバリアフリー改修工事を行い、工事完了から3か月以内に区役所へ申告すると固定資産税が減額されます。詳しくは区役所税務課で配布しているチラシをご覧ください。

お問合せ：住宅の所在する区の区役所税務課家屋担当

(所得税の特別控除)所得税の特別控除を受けられる場合がありますが、詳しくはお住まいの地区を担当する税務署にお問い合わせください。

お問合せ：お住まいの地区を担当する税務署

粗大ごみ処理手数料の減免

対象世帯：生活保護世帯、特定中国残留邦人世帯、身体障害1級または2級・精神障害1級・知的障害A1またはA2・重複障害(身体障害3級かつ知的障害B1)の認定を受けている方が属する世帯、福祉医療証の交付を受けているひとり親世帯、介護保険要介護4または5の認定を受けている高齢者(65歳以上)が属する世帯、粗大ごみを直接搬入することが困難な70歳以上のひとり暮らしの高齢者で福祉保健センター長が認めた方

減免内容：年間※4個まで手数料を免除します。(※4月から翌年3月まで)

お申込み：粗大ごみ受付センター TEL.0570-200-530 (一般の加入電話) TEL.045-330-3953 (携帯電話やIP電話などの定額制や、通話料割引サービスを利用される方)

受付時間：月～土曜日(年末年始除く祝日を含む) 午前8:30～午後5:00

水道料金・下水道使用料の減免

在宅で要介護4または5に認定された方がいる世帯は、水道局へ減免申請を行うことにより、水道料金及び下水道使用料(基本料金相当額)の減免を受ける事が出来ます。※ただし、減免対象世帯には要件があります。

お問合せ：水道局お客さまサービスセンター TEL.045-847-6262 FAX.045-848-4281